家畜伝染病予防法改正の変遷

杉浦勝明1

家畜伝染病予防法は,我が国の家畜防疫の基本法である。我が国の家畜防疫制度は,明治4年(1871年)の予防法リンドルペスト家畜伝染病に始まり,明治9年(1876年)の疫牛処分仮条例,明治19年(1886年)の獣類伝染病予防規則,明治29年(1896年)の獣疫予防法を経て,大正11年(1922年)の旧家畜伝染病予防法の制定に至る。戦後は,旧法に代わり,現行家畜伝染病予防法が制定され,平成23年(2011年)4月までに9回にわたる改正を経て,現在に至っている。

1. 予防法リンドルペストから旧家畜伝染病予防法まで

我が国における家畜防疫制度は、明治の初めに満州・シベリア地方で発生した 牛疫が猛威を振るい、これが我が国にも侵入するおそれがあるとして、明治4年 (1871年)7月7日に太政官布告として発せられた**予防法リンドルペスト家畜伝染病** に端を発する(図1)。

明治6年(1873年),牛疫が我が国にも侵入し、被害を生じるに至り、明治9年(1876年),内務省達として**疫牛処分仮条例**が交付された。この条例には、疫牛に関する届出、殺処分、手当金の交付、死体の焼却・埋却などに関する事項が規定された。

明治7,8年には、牛疫以外の伝染病として、すでに炭疽、気腫疽、鼻疽、狂犬病の流行が見られた。特に、炭疽、鼻疽などの軍事上に及ぼす影響の重要性から明治10年代にこれら疾病の防圧のための施設の整備、研究の推進が行われ、それまで発見されていなかった疾病も遂次解明され、畜産の発展のためこれら疾病の防疫の重要性が社会的にも認識されるようになった。これを契機として、明治19年(1886年)、農商務省令として獣類伝染病予防規則が牛疫処分仮条例に代わり制定された。

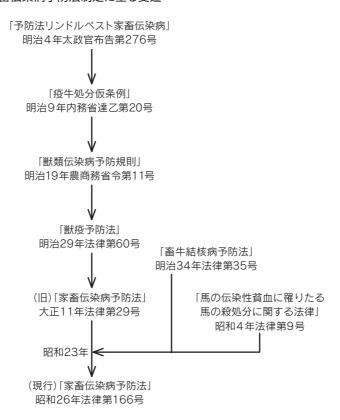
獣類伝染病予防規則では、①牛疫、炭疽、鼻疽及皮疽、伝染性胸膜肺炎(牛肺

SUGIURA Katsuaki: History of the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law

1 連絡先:東京大学大学院農学生命科学研究科 〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1

(2012年11月19日受付·2012年11月25日受理)

図1 現行家畜伝染病予防法制定に至る変遷



疫),流行性鷲口瘡(口蹄疫),羊痘の6疾病をまん延防止措置の対象とし,②獣 医師・所有者(管理者)による届出義務,③牛疫が発生した場合のと畜義務,④手 当金の交付,⑤汚染物品(飼料など)の焼却・埋却義務,⑥知事などによる移動制 限の命令権限などに関する規定が設けられた。

明治25年(1892年), 朝鮮からの輸入牛を介して牛疫が再び我が国に侵入し, 畜産に大打撃を与え, さらに炭疽, 気腫疽, 鼻疽, 狂犬病なども発生し, 流行の兆しをみせ, これら疾病の防圧により強力な措置を講じる必要性が強調されるに至ったのを機に, 獣類伝染病予防規則も廃止され, 明治29年(1896年)に, 獣疫予防法が制定された。これにより, 家畜防疫に関し, 初めて法律による制度化がなされ, 家畜衛生に関する施設・研究は一段と充実することになった。

獣疫予防法は、①牛疫、炭疽、気腫疽、鼻疽及皮疽、伝染性胸膜肺炎(牛肺疫)、

流行性鷲口瘡(口蹄疫),羊痘,豚虎列刺(豚コレラ),豚羅斬疫(豚丹毒),狂犬病の10疾病と牛,馬,めん羊,豚および犬をまん延防止措置の対象疾病・家畜とし,②所有者(管理者)または獣医師による届出義務,③牛疫の牛・羊および狂犬病の犬のと殺義務,④牛疫・狂犬病以外の疾病については地方長官による殺処分命令,⑤手当金の交付額は,患畜を殺処分した場合評価額の3分の1,病勢鑑定のための殺処分の場合5分の3,牛疫に感染の疑いのたるため殺処分した場合5分の4とすること,⑥輸入検疫の導入(外国より獣疫侵入の危険がある場合は,有病地から輸入する獣類および物品の検疫を行うか輸入停止を行うことができることが規定された。獣疫予防法で注目されるのは,輸入検疫による侵入防止措置が初めて規定されたことである。検疫の対象疾病は当初は牛疫のみであったが,明治39年(1906年)までに、炭疽、鼻疽、皮疽、口蹄疫も対象となった。

その後、牛結核病が問題化したことから、獣疫予防法とは別に**畜牛結核病予**防法が明治34年(1901年)に制定された。当時我が国には約85,000頭の牛が飼養されていたが、明治34年に獣疫調査所(現在の動物衛生研究所)が製造したツベルクリンを用いて標本検査したところ、高い陽性率が確認され、公衆衛生上も大きな問題とされ、本病撲滅が急務となったのが本法制定の背景である。畜牛結核病予防法では、乳用牛だけでなく、外国種牛、雑種種雄牛をツベルクリン検査対象とし、検査の結果重症結核牛と診断された牛については殺処分することが規定された。

この法律は、我が国畜牛の結核病の撲滅に多大の貢献をし、昭和23年に、後述の旧家畜伝染病予防法に吸収されることになる。図2は当時の農林省が作成した牛結核病の撲滅を呼びかけるポスターである。なお、人を対象とする旧結核予防法が制定されたのは大正8年であり、それまでは人の結核対策に有用な手段がなかったことから、まず効果が期待できる牛結核病対策を先行させたと推測される。

時代は大正に入り、家畜の飼養頭数が 増加し、畜産が重要産業化したことに伴 い、獣疫予防法もその運用面で実情に即



図2 農林省が作成した牛結核病の 撲滅を呼びかけるポスター

しない面が多くなってきたことから、大正11年(1922年)に、獣疫予防法は廃止され、その代りに、家畜伝染病予防法(旧法)が制定された。旧法では、まん延防止の対象となる伝染病の種類が16種類に拡大されたほか、対象家畜の範囲が拡大され、新たに鶏とあひるが追加され、羊がめん羊と山羊に区分された(表1)。また、獣疫予防法制定以来規定されていた輸入検疫に加え、輸出検疫がこの法律により初めて規定された。旧法は、大正14年(1925年)の牛肺疫の我が国への再侵入などに対応するために改正され、その後も昭和2年(1927年)に「流行性鷲口瘡」を「口蹄疫」に改名、昭和23年(1948年)に馬流行性脳炎などを法定伝染病として追加するための改正が行われた。また、昭和25年の狂犬病予防法の制定に伴い、犬の狂犬病については、狂犬病予防法で対処することとなり、旧法の対象から除外された。なお、旧法を所轄する官庁は、制定時は農商務省であったが、大正14年に同省は農林省と商工省に分かれたことに伴い、同年以降農林省畜産局が所轄することとなった。また、犬の狂犬病予防については、昭和4年から農林省から内務省へ移管された。

表1 旧家畜伝染病予防法における獣疫の種類(大正11年)

	伝染性疾病の種類		伝染性疾病の種類
1	牛疫	9	羊痘
2	炭疽	10	豚虎列刺
3	気腫疽	11	豚疫
4	鼻疽	12	豚丹毒
5	仮性皮疽	13	牛伝染性流産
6	牛伝染性肋膜肺炎	14	かいせん
7	流行性鵞口瘡	15	加奈陀馬痘
8	狂犬病	16	家きんコレラ

昭和4年(1929年)には、馬伝染性貧血に罹った馬の殺処分に関する法律が定められた。馬伝染性貧血は、明治の頃から既に北海道や東北地方の馬産地で流行し、馬産上の影響から、明治42年には馬疫調査委員会が設けられ、その病性、診断、防疫方法などについて調査研究が行われたが、病原、診断などについてわからない部分が多く、そのため、本病を獣疫に指定するに至らなかった。しかし、その後本病は、北海道、東北地方から他の地域へまん延し、昭和初期にはほぼ全

国の放牧地にまん延するに至った。このため、本病防疫についての要請が強まった。昭和2年に農林省令として馬伝染性貧血予防施策補助規定が定められ、都道府県に対して本病予防に必要な経費の一部が補助され、本病防疫が進んだが、本病防疫の一層の効果を上げるために、患畜の殺処分を制度化したこの法律が定められた。この法律は、明治34年に制定された畜牛結核病予防法とともに、昭和23年(1948年)に家畜伝染病予防法(旧法)に吸収された。

2. 現行家畜伝染病予防法の制定とその改正の変遷

戦後,新憲法の制定に伴う一般行政法規ならびに獣医畜産,公衆衛生関係法規の制定,さらには畜産事情の激変により再び大改正の必要が生じ,全面検討が加えられた結果,旧法は昭和26年(1951年)5月に廃止され,旧法に代わって,現行の家畜伝染病予防法が制定された。旧法との大きな違いは,①家畜の伝染性疾病の発生予防措置の導入,②法定伝染病への牛流行性感冒,出血性敗血症,ニューカッスル病などの追加(表2),③家畜の管理者を家畜防疫に関する直接の義務者に追加,④消毒の実施,家畜集合施設に対する制限の追加,⑤家畜の移動証明制

表2 家畜伝染病の種類(昭和26年)

	伝染性疾病の種類	伝染性疾病の種類		
1	牛疫	14	ピロプラズマ病	
2	牛肺疫	15	アナプラズマ病	
3	口蹄疫	16	鼻疽	
4	流行性感冒	17	馬伝染性貧血	
5	流行性脳炎	18	馬パラチフス	
6	狂犬病	19	仮性皮疽	
7	炭疽	20	羊痘	
8	気腫疽	21	かいせん	
9	出血性敗血症	22	豚コレラ	
10	ブルセラ病	23	豚丹毒	
11	結核病	24	家きんコレラ	
12	トリパノゾーマ病	25	家きんペスト	
13	トリコモナス病	26	ニューカッスル病	

度の合理化、⑥牛結核病および馬伝染性貧血に対する定期検査制度の整備、⑦民間獣医師の活用、⑧輸出入検疫制度の整備強化、⑨患畜の殺処分時の手当金制度の合理化であった。なお、当時の連合国総司令部への法案説明において、本法はDomestic Animal Infectious Diseases Control Lawと訳して説明され、その後もこの英文名が定着している。

家畜伝染病予防法はその後現在までに9回にわたり実質上の改正が行われた。昭和30年(1955年)の改正では、養蜂振興法の制定に伴い、みつばちの腐疽病が家畜伝染病として加えられた。昭和31年(1956年)の改正では、①ブルセラ病の定期検査の義務付け、②健康証明書の携行義務から移動証明書の携行義務への変更(牛、馬および豚が都道府県間を移動する際には、すべての家畜の伝染性疾病にかかっていない旨の健康証明書が必要であったが、改正後は、牛についてはブルセラ病および結核病、馬について馬伝染性貧血、豚については豚コレラにかかっていない旨の証明書があれば移動できることとなった)、③ブルセラ病の患畜を殺処分した場合の手当金率のアップが行われた。

その後、家畜の飼養密度、飼養形態の変化、家畜の疾病の発生状況の変化などに伴い、昭和46年には大幅な改正が行われた。すなわち、①家畜伝染病の範囲の合理化(トリパノゾーマ病、トリコモナス病、馬パラチフス、仮性皮疽、羊痘、

表3 家畜伝染病の種類(昭和46年)

	伝染性疾病の種類		伝染性疾病の種類
1	牛疫	13	ピロプラズマ病
2	牛肺疫	14	アナプラズマ病
3	口蹄疫	15	鼻疽
4	流行性感冒	16	馬伝染性貧血
5	流行性脳炎	17	豚コレラ
6	狂犬病	18	アフリカ豚コレラ
7	炭疽	19	豚丹毒
8	気腫疽	20	家きんコレラ
9	出血性敗血症	21	家きんペスト
10	ブルセラ病	22	ニューカッスル病
11	結核病	23	ひな白痢
12	ヨーネ病	24	ふそ病

かいせんを削除し、ヨーネ病、アフリカ豚コレラを追加)(表3)、②発生予防およびまん延防止措置の改正(牛、馬、めん羊、山羊、豚が死亡した場合いかなる疾病でも届け出ることが義務付けられていたのを、患畜などおよび一定の届出伝染病のみについて獣医師が届け出ることに改正された。また、出血性敗血症、豚コレラ、家きんコレラ、家きんペストおよびニューカッスル病の疑似患畜についても殺処分命令の対象として追加され、アフリカ豚コレラについては、患畜だけでなく疑似患畜も義務殺とされた。)、③動物の輸入に関する事前届出制の導入、④患畜の殺処分に伴う手当金額の改正、⑤自衛防疫措置の導入を含む大幅な改正が行われた。

昭和50年(1975年)には、法定伝染病に豚水胞病が追加されるとともに、牛結核病およびブルセラ病の定期検査制度の合理化(両病については、清浄化が進み、ブルセラ病の発生地域と結核病の発生地域が一致していないことから、牛の定期検査を受ける場合には必ず両病の検査を受けなければならないという方式を改め、それぞれの疾病について清浄である地域を指定し、当該地域において飼養される牛については、汚染のおそれのある他の疾病についてのみ検査を受ければよいこととなった。)が行われた。

平成9年(1997年)の大幅改正は、次のような背景で行われた。昭和46年の大幅な改正から四半世紀が過ぎ、畜産経営の大規模化による家畜の伝染性疾病の発生による被害の大型化が懸念される中で、英国で牛海綿状脳症(BSE)のような新しい疾病が発生し、動物・畜産物の輸入量の増大などに伴い、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入機会が一段と増加していた。また、1995年の世界貿易機関(WTO)の設立に伴い、衛生検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)の下、輸入検疫にもリスクアナリシスの導入が求められた。このような状況に対処し、平成8年9月に発足した畜産局長の私的諮問機会である「家畜防疫に関する研究会」(座長:見上彪東京大学農学部教授)による検討の結果を受けて、より効率的な家畜防疫制度を構築するため、①家畜伝染病の範囲の合理化、②国内の防疫体制の整備、③輸入検疫対象疾病を監視伝染病への限定などが行われた。

①家畜伝染病の合理化:平成8年3月20日に英国保健大臣が当時現れた新型クロイツフェルトヤコブ病患者と牛海綿状脳症の関連性を公表したことから、これに対応するとともに、家畜伝染病全般を見直すこととし、家畜伝染病から流行性感冒、気腫疽および豚丹毒が削除され、伝達性海綿状脳症(牛海綿状脳症,スクレイピーなど)、水疱性口炎、リフトバレー熱およびアフリカ馬疫が追加され、鶏チフスがひな白痢と併せて家きんサルモネラ感染症となった。また、家畜伝染病の対

象家畜については、法律で定めるほか、政令においても定めることができるとし、 水牛および七面鳥が法律の規定から除外された。

- ②国内の防疫体制の整備:家畜伝染病などの発生の届出先が市町村長から都道府県知事へ変更された。監視伝染病の発生状況などを把握するための検査などの制度が構築された。すなわち、都道府県知事は、家畜について、監視伝染病の発生予防および発生予察のために発生状況などを把握するための検査を実施するものとし、これを受け、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、情報提供・発生予防のための指導を行うこととされた。この制度の創設に伴い、移動のときの一定の疾病にかかっていない旨の証明書の携行義務およびブルセラ病などの定期検査制度は廃止された。
- ③輸入検疫の合理化:輸入検疫の対象となる家畜の伝染性疾病を監視伝染病に限定した。また、家畜の伝染性疾病の病原体であった既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものの輸入については、農林水産大臣の許可制度から届出制度に変更された。さらに、輸入検疫手続きについて、書面の代わりに電子情報処理組織を使用して行うことができることになった。

平成12年(2000年)には、宮崎県と北海道で我が国では92年ぶりに口蹄疫の発生が確認され、そのまん延防止措置の実施の過程において、口蹄疫発生農家における家畜の殺処分などの課題が明らかになるとともに、口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高く、わらなどを介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化することが必要となった。このような状況に対処し、「家畜防疫に関する研究会」(座長:土井邦雄東京大学農学部教授)が開催され、平成12年9月20日に「口蹄疫の発生を踏まえた緊急提言」が公表・提出された。これを受けて、①家畜の移動禁止期間および通行遮断期間の上限の延長、②輸入検疫の強化などの改正が行われた。すなわち、家畜防疫員が家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときに行う患畜となるおそれがある家畜の移動禁止について、その期間の上限が従来の10日から21日に延長された。また、都道府県知事・市町村長が家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときに行う通行遮断について、その期間の上限が従来の48時間から72時間に延長された。輸入検疫の強化については、穀物のわらおよび飼料用の乾草が指定検疫物または輸入禁止品として指定できる物の対象に追加された。

平成13年(2001年)に我が国で最初の牛海綿状脳症(BSE)感染牛が確認され、このときにとられた行政対応を検証するために、農林水産省および厚生労働省合同の「BSE問題に関する調査検討委員会」(座長:高橋正郎女子栄養大学大学院客員

教授)が設置され、平成14年4月に報告書が提出され、数々の提言がなされた。また、平成14年(2002年)には中国産野菜の残留農薬問題、国内の未登録農薬問題など食の安全への信頼を揺るがす事態が相次いで明らかになり、食品安全に対する国民の関心が高まった。調査検討委員会の提言を受け、政府に「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が設置され、その内容を盛り込んだ法の制定が決定された。その結果、平成15年の第156回通常国会において、「食品安全基本法」が成立し、食品安全委員会が設置されるなど、我が国の食品安全行政の仕組みが大きく変化した。同時に、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」により家畜伝染病予防法も改正され、①特定家畜伝染病防疫指針の作成・公表、②飼養衛生管理基準の設定、③厚生労働大臣との連携の規定が設けられた。

- ①特定家畜伝染病防疫指針の作成・公表:平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが調査検討委員会報告書において指摘されたことから、特に総合的に発生の予防およびまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関などが連携して取り組む家畜伝染病の発生およびまん延防止などの措置を講ずるための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成することが規定された。
- ②飼養衛生管理基準の制定:食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物などのリスクによる影響を抑制することが必要である。家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けることとなった。
- ③農林水産省と厚生労働省との連携不足が調査検討委員会により指摘されたことを踏まえ、連携強化のため、人畜共通伝染病について農林水産大臣と厚生労働大臣が相互に意見を交換できる旨の規定が追加された。また、野生動物から家畜に伝染する伝染性疾病については、環境大臣は農林水産大臣に意見を述べることができることとなった。

平成16年に京都府などで我が国で79年ぶりの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたが、この時の状況にかんがみ、平成16年の改正では、家畜などの移

動の制限を受けた所有者に対して都道府県が行う金銭の交付につき国が費用を負担するとともに、家畜の伝染性疾病のまん延防止措置を講じなかった者などに対する手当金の不交付などの措置を講ずる旨の規定が設けられた。

3. 平成23年の改正

平成22年(2010年)の宮崎県における口蹄疫の発生では、約30万頭の牛・豚が殺処分され、地域経済に大きな影響を与えた。この時とられた口蹄疫対策を検証するため、第三者からなる口蹄疫対策検証委員会が農林水産省に設置され、2010年11月に報告書がまとめられた。この報告書の内容および平成21年以来の日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況などを踏まえ、家畜伝染病の予防・まん延防止に関する①国と都道府県などとの役割分担、②畜産農家における飼養衛生管理の強化、③発生予防・発生時に備えた準備、④早期発見・通報、⑤迅速・的確な初動対応に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月、第177回通常国会において以下の内容の改正が行われ、同年10月施行された。

①国と都道府県などとの役割分担について、口蹄疫対策検証委員会の報告書において「国と宮崎県・市町村との役割分担が明確でなく、連携が不足しており、防疫体制が十分に機能しなかった」と指摘された。このため、国と都道府県・市町村との役割分担を明確化する観点から、(ア)農林水産大臣は、口蹄疫などの家畜伝染病に関し、防疫指針(予防・まん延防止に必要な措置を総合的に実施するための指針)および緊急防疫指針(まん延を防止するため緊急の必要があるときの指針を作成する(第3条の2第1項および第2項)、(イ)都道府県知事・市町村長は、防疫指針および緊急防疫指針に基づき、家畜伝染病の予防・まん延防止のための措置を実施する(第3条の2第3項)、(ウ)農林水産大臣は、都道府県知事・市町村長に対し、(イ)の措置の実施に関し援助を行う(第3条の2第4項)ことが規定された。

②畜産農家における飼養衛生管理の強化については、日頃から畜産農家における家畜の伝染性疾病の病原体の侵入防止措置の重要性にかんがみ、「家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防・まん延の防止について重要な責任を有していることを自覚し、消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない」旨の規定が新たに設けられるとともに、家畜の所有者が行うべきこととして、(ア)消毒設備の設置および消毒設備を利用した消毒の義務、(イ)飼養衛生管理基準の強化、(ウ)家畜の飼養の衛生管理の状況などに関する定期報告義務が規定された。

- ③発生予防・発生時に備えた準備の強化のため、(ア)平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎などに入る者の身体・物品・車両の消毒を徹底、(イ)飼養衛生管理基準に、患畜などの焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地の確保の措置を追加、(ウ)家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、(エ)飼養衛生管理基準を守っていない場合、都道府県知事は指導・助言・勧告・命令を実施の規定が設けられた。
- ④患畜・疑似患畜の早期発見・通報を促す観点から、患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務の規定が創設された。
- ⑤迅速・的確な初動対応を可能にするために、(ア)口蹄疫のまん延防止措置のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入、(イ)家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎などから出る者の身体・車両の消毒を徹底、(ウ)都道府県知事に、消毒ポイント設置権限を付与、消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務の規定が新

表4 家畜伝染病の種類(平成23年)

	伝染性疾病の種類		伝染性疾病の種類
1	牛疫	15	伝達性海綿状脳症
2	牛肺疫	16	鼻疽
3	口蹄疫	17	馬伝染性貧血
4	流行性脳炎	18	アフリカ馬疫
5	狂犬病	19	小反芻獸疫
6	水疱性口炎	20	豚コレラ
7	リフトバレー熱	21	アフリカ豚コレラ
8	炭疽	22	豚水胞病
9	出血性敗血症	23	家きんコレラ
10	ブルセラ病	24	高病原性鳥インフルエンザ
11	結核病	25	低病原性鳥インフルエンザ
12	ヨーネ病	26	ニューカッスル病**
13	ピロプラズマ病*	27	家きんサルモネラ感染症*
14	アナプラズマ病*	28	腐疽病

* : 特定の病原体によるものに限る。

**: 病原性が高いものに限る。

設された。

そのほか、財政支援を強化するために、(ア)口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザなどの患畜等については、特別交付金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付、(イ)必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金の不交付又は返還の規定を新設、(ウ)都道府県が移動制限をした場合の売り上げの減少額などの補填対象となる畜種が家畜全般に拡大された。

表5 家畜伝染病別のまん延防止措置(平成23年現在)

		を含む を含む を含む を含む	隔離義務,	通行遮断	と殺義務	殺処分	殺予 処防 分的	(自主的なと殺)	の義務・埋却	発掘の禁止
		2条	13,14条	15条	16条	17条	17条の2	18条	21条	24条
口蹄疫	ī,	0	0	0	0	_	0	_	0	0
牛疫, アフリカ豚コレラ, 豚コレラ, 高病原性鳥イ ンフルエンザ, 低病原性 鳥インフルエンザ		0	0	0	0	0	×	0	0	0
生味	患畜		0	0	0	0	×	0	0	0
牛 肺 疫	疑似患畜		0	0	×	0	×	0	0	0
XT _L d=	患畜	0	0	×	×	0	×	0	0	0
狂 犬 病	疑似患畜		0	×	×	×	×	0	0	0
水疱性口炎, ! レー熱, 出血性 鼻疽, アフリ 小反芻獣疫, 形 家きんコレラ, カッスル病	注敗血症, カ馬疫, な水胞病,	×	0	×	0	0	×	0	0	0
伝達性海綿状脳症		×	0	×	×	0	×	0	○ (焼却のみ)	0
流行性脳炎,炭 疽,ブルセラ病, 結核病,ヨーネ	患畜	×	0	×	×	0	×	0	0	0
病, 馬伝染性貧 血, 家きんサル モネラ感染症	疑似患畜		0	×	×	×	×	0	0	0
ピロプラズマ病,	患畜	×	0	×	×		×	0	×	×
アナプラズマ病	疑似患畜	_ ^	0	×	×	×	×	0	×	×

注意:○適用対象,×適用対象外

また、海外から我が国への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入防止を徹底するため、家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与するとともに、動物検疫所長は、航空会社・空港などに対し、必要な協力を求めることができることが規定された。

法定伝染病の範囲についても、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)を高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザに分けるとともに、小反芻獣疫が追加された(表4)。豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなどについて、まん延防止措置が命令殺からと殺義務に変更された(表5)。さらに、病原体の所持に対しても規制が設けられ、家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制が導入された。

参考文献

- 1) 中央法規出版株式会社:家畜伝染病予防法の解説(1973)
- 2) 家畜防疫に関する研究会:家畜防疫に関する研究会報告書(平成8年10月)(1996)
- 3) 衆議院:家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成9年4月11日法律第34号), http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index houritsu.htm
- 4) 家畜防疫に関する研究会:口蹄疫の発生を踏まえた緊急提言(平成12年9月20日)(2000)
- 5) 衆議院:家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成12年11月22日法律第123号), http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index housei.htm
- 6) BSE問題に関する調査検討委員会: BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年 4月2日)(2002), http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b iinkai/pdf/houkoku.pdf
- 7) 衆議院:食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律(平成15年6月11日法律第73号)(2003), http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/housei/15620030611073.htm
- 8) 衆議院:家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成16年6月2日法律第68号)(2004), http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_housei.htm
- 9) 口蹄疫対策検証委員会:口蹄疫対策検証委員会報告書(平成22年11月24日)(2010), http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/kensyo_hokoku_sho.pdf
- 10) 衆議院:家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年4月4日法律第16号)(2011), http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_housei.htm

Summary

History of the Domestic Animal Infectious Control Law SUGIUR A Katsuaki¹

Japan's animal disease control system started with the issurance of a Proclamation by the Grand Council of State the Prophylaxis Rinderpest in 1871. After the introduction of rinderpest into Japan in 1873, the proclamation was replaced by an Interim Ordinance for Disposal of Diseased Cattle in 1876.

This ordinance had provisions for the notification and culling of rinderpest infected animals, compensation payments and destruction and burial of the carcass. As more animal diseases became prevalent in Japan, the Interim Ordinance was replaced in 1886 by the Animal Contagious Diseases Prevention Regulation, an agricultural and commercial ministerial order, which targetted not only rinderpest but also anthrax, glanders, dourine, contagious bovine pleuropnumonia, foot and mouth disease and sheep pox. In 1892, rinderpest was introduced into Japan from Korea for the second time. With the need of more effective measures, the 1886 Regulation was replaced by the Epizootics Prevention Law in 1896, which in turn was replaced by the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law in 1922. After the Second World War, the 1922 Law was abolished and the current Domestic Animal Infectious Diseases Control Law was enacted in 1951. It contains provisions for prevention measures, control, export and import animal quarantine measures against infectious animal diseases.

The Law has undergone nine substantial amendments since then, the most significant changes taking place in 1946, 1997 and 2011. The last amendment in 2011 was made to define the roles of the central and local governments, to encourage farmers and empower the governments to take more stringent measures against infectious animal diseases. The latest amendment also empowers the government to pay an increased amount of compensation to owners of animals infected with foot and mouth disease or avian influenza. It also allows the animal quarantine officials to interrogate international travelers and disinfect their personal effects when they deem it necessary.

1. SUGIURA Katsuaki

Graduate School of Agricultural and Life Science, the University of Tokyo, 1-1-1 Yayoi, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8657, Japan